

総社市告示第14号

総社市ファミリーサポートセンター事業実施要綱（平成17年総社市告示第97号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示、追加条項及び別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動後別表」という。）が存在する場合には、当該移動別表を当該移動後別表とし、移動後別表に対応する移動別表が存在しない場合には、当該移動後別表を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、提供会員と依頼会員からなる総社市ファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）を組織して、その会員が行う育児に関する相互援助活動（以下「援助活動」という。）を支援することにより、仕事と育児を両立できる環境を整備し、市民の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 提供会員 <u>センターの承認を得て育児の援助を行う者をいう。</u></p> <p>(2) 依頼会員 <u>センターの承認を得て育児の援助を受ける者をいう。</u></p> <p>(3) アドバイザー <u>育児について豊かな経験と知識を有する者で、センターの中心となってその運営に当たるものをいう。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、提供会員と依頼会員からなる総社市ファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）を組織して、その会員が行う育児に関する相互援助活動を支援することにより、仕事と育児を両立できる環境を整備し、市民の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 提供会員 <u>育児の援助を行いたい者でセンターの承認を得たもの</u></p> <p>(2) 依頼会員 <u>育児の援助を受けたい者でセンターの承認を得たもの</u></p> <p>(3) アドバイザー <u>育児について豊かな経験と知識を有する者で、市長の承認を得てセンターの中心となってその運営に当たるもの</u></p>

改正後	改正前
<p>(4) サブリーダー <u>アドバイザーを補佐する者をいう。</u></p> <p>(センターの業務)</p> <p>第5条 センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>援助活動の調整（会員のコーディネート）に関する業務</u></p> <p>(3) <u>会員に対し相互援助に必要な知識を付与するための研修会等に関する業務</u></p> <p>(4) <u>会員相互の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会に関する業務</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>パンフレット等を発行する等、広報に関する業務</u></p> <p>(7) <u>その他センター長が必要と認める業務</u></p> <p>(会員)</p> <p>第6条 会員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 提供会員</p> <p>(2) 依頼会員</p> <p>(3) 略</p> <p>2 提供会員と依頼会員とは、これを兼ねることができる。</p> <p>(保険)</p> <p>第7条 会員は、ファミリーサポートセンター補償保険に加入しなければならない。</p> <p>(業務の委託)</p> <p>第8条 市長は、<u>センターの業務の全部又は一部を、当該業務を適切に実施することができる</u>と認められる法人等に委託して実施することができる。</p> <p>(援助活動)</p> <p>第9条 <u>依頼会員は、提供会員から援助活動による援助を受けることができる。</u></p> <p>2 <u>依頼会員は、援助活動による援助を受けようとするときは、センター長に対し、援助活動の依頼をするものとする。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 依頼会員は、提供会員による援助活動終了後、当該提供会員に対</p>	<p>(4) サブリーダー <u>アドバイザーが市長の承認を得て選任し、アドバイザーを補佐する者</u></p> <p>(事業の内容)</p> <p>第5条 センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>相互援助活動の調整（会員のコーディネート）に関する業務</u></p> <p>(3) <u>会員に対し相互援助に必要な知識を付与するための研修会等の開催に関する業務</u></p> <p>(4) <u>会員相互の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催に関する業務</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>パンフレット等を発行する等広報に関する業務</u></p> <p>(7) <u>その他センターが必要と認める業務</u></p> <p>(会員)</p> <p>第6条 会員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 提供会員 <u>市内に居住する者</u></p> <p>(2) 依頼会員 <u>市内に居住する者及び市内に勤務する者</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 提供会員と依頼会員は、これを兼ねることができる。</p> <p>(保険)</p> <p>第7条 会員は、<u>「ファミリーサポートセンター補償保険」に加入しなければならない。</u></p> <p>(事業の委託)</p> <p>第8条 市長は、<u>この要綱に基づく事業の運営を特定非営利活動法人等に委託して実施するものとする。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第9条 依頼会員は、提供会員に対して援助活動終了後、別表に定める基準</p>

改正後	改正前
<p>して、別表第1に定める利用料金を支払わなければならない。ただし、兄弟姉妹に対し、同一援助活動を行う場合に限り、2人目以降の兄弟姉妹の利用料金を半額とすることができる。</p> <p>2 同行を依頼した依頼会員は、提供会員による同行終了後、当該提供会員に対して、別表第2に定める利用料金を支払わなければならない。この場合において、当該利用料金の算定は、送り迎えとは、それぞれ1回として算定するものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、同行の時間が片道30分を超える場合における利用料金の算定については、別表第1に定める利用料金を適用するものとする。この場合において、別表第1の表中「1時間」とあるのは「1回」と読み替えて適用するものとする。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第11条 センター長は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のとおり利用料金を減免することができる。</p> <p>(1) 依頼会員で児童扶養手当を受給している者又は生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている世帯の者が育児の援助を受けたとき <u>1時間当たり200円を限度</u></p> <p>(2) 依頼会員の児童が身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合又は児童発達支援、日中一時支援事業若しくは保育所等訪問事業のサービス利用に当たり受給者証等の交付を受けている場合で、当該児童が育児の援助を受けたとき <u>1時間当たり100円を限度</u></p> <p>2 <u>センター長は、減免する対象者の確認を、センターへの会員登録時に行うものとする。</u></p> <p>3 センターは、必要に応じて減免の確認ができる証明書等の提示を求め、又はその写しを保管することができる。</p> <p>(援助活動日)</p> <p>第12条 援助活動の活動日は、12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く、毎日とする。ただし、センター長が特に必要と認めたときは、この限りでない。</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 略</p>	<p>に従って利用料金を支払わなければならない。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 センター長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のとおり利用料金を減免することができる。</p> <p>(1) 依頼会員で児童扶養手当を受給している者又は生活保護法の適用を受けている世帯の者が育児の援助を受けたときは、<u>1時間当たりの利用料金から200円を減免するものとする。</u></p> <p>(2) 依頼会員の児童が身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合、又は児童発達支援、日中一時支援事業若しくは保育所等訪問事業のサービス利用に当たり受給者証等の交付を受けている場合で、当該児童が育児の援助を受けたときは、<u>1時間当たりの利用料金から100円を減免するものとする。</u></p> <p>2 <u>減免する対象者の確認は、第5条1号に定めるセンターへの会員登録時に行うものとする。</u></p> <p>3 センターは、必要に応じて減免の確認ができる証明書等の提示を求め、写しを保管することができる。</p> <p>(援助活動日)</p> <p>第11条 援助活動は、12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く、毎日とする。ただし、センター長が特に必要と認めたときは、この限りでない。</p> <p>(その他)</p> <p>第12条 略</p>

改正後			改正前			
別表第1（第10条関係）			別表（第9条関係）			
1時間当たりの利用料金			1時間当たりの利用料金（基準額）			
平日（病児を除く。）	午前7時から午後6時まで	700円	利用料金	平日	午前7時から午後6時まで	700円
	上記以外	800円		平日	午前7時以前・午後6時以降	800円
土日祝日（病児を除く。）	午前7時から午後6時まで	800円	平日の病児	午前7時から午後6時まで	800円	
	上記以外	900円	平日の病児	午前7時以前・午後6時以降	900円	
平日（病児）	午前7時から午後6時まで	800円	土・日曜・祝日	午前7時から午後6時まで	800円	
	上記以外	900円	土・日曜・祝日	午前7時以前・午後6時以降	900円	
土日祝日（病児）	午前7時から午後6時まで	900円	土・日曜・祝日の病児	午前7時から午後6時まで	900円	
	上記以外	1,000円	土・日曜・祝日の病児	午前7時以前・午後6時以降	1,000円	
備考			備考			
1 1回の援助活動が1時間に満たない場合は1時間とする。			1 1回の援助活動が1時間に満たない場合でも1時間とみなす。			
2 1時間を超えて1時間未満の端数があるときは、端数が30分未満のときは半額とし、30分以上のときは全額とする。			2 1時間を超えて1時間未満の端数があるときは、端数が30分未満のときは基準額の半額とし、30分以上のときは1時間とみなす。			
3 援助活動において、提供会員の単独の移動を伴う場合は、原則として市内は120円、市外は200円を支払うものとし、移動の距離が10kmを超える場合は、10kmを超える部分1kmにつき20円を加算する。			3 援助活動において、提供会員の単独の移動が伴う場合は、原則として市内120円、市外200円をそれぞれ支払うものとする。ただし、10kmを超える場合は、1kmにつき20円を加算する。			
4 援助の依頼を取り消した場合は、依頼会員は次の取消料金を支払わなければならない。また、依頼会員が取消料金を支払わない場合は、今後のセンターが行う援助は利用できないものとする。ただし、前日までに援助の依頼を取り消した場合は、この限りでない。			4 援助の依頼を取り消した場合は、依頼会員は次の取消料金を支払わなければならない。また、依頼会員が取消料金を支払わない場合は、今後の総社市ファミリーサポートセンターが行う援助は利用できないものとする。ただし、前日までに取り消した場合は、無料とする。			
(1) 当日提供会員が依頼会員宅へ出向いた場合は、1時間当たりの利用料金と交通費相当額			(1) 当日提供会員が依頼会員宅へ出向いた場合は、1時間当たりの利用料金と交通費相当額を支払うものとする。			
(2) 当日取り消した場合は、1時間当たりの利用料金の半額に予約時間数を乗じた額			(2) 当日取り消した場合は、1時間当たりの利用料金の半額に予約時間数を乗じた額を支払うものとする。			
5 食事（ミルク）、おやつ、オムツ等は依頼会員が準備する。ただし、依頼会員の依頼により提供会員が用意した場合には、依頼会員が実費弁償をするものとする。また、特定のものを希望する場合は依頼会員が用意するものとする。			5 食事（ミルク）、おやつ、オムツ等は依頼会員が準備する。依頼会員の依頼により提供会員が用意した場合には依頼会員が実費弁償をするものとする。ただし、特定のものを希望する場合は依頼会員が用意するものとする。			
6 身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童又は児童発達支援、日中一時支援事業若しくは保育所等訪問事業のサービス利用に当たり受給者証等の交付を受けている児童が育児の援助を受けたときは、1時間当たりの利用料金に100円を加			6 身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童又は児童発達支援、日中一時支援事業若しくは保育所等訪問事業のサービス利用にあたり受給者証等の交付を受けている児童が育児の援助を受けたときは、1時間当たりの利用料金に100円を加			

改 正 後	改 正 前													
<p>算するものとする。 7 その他<u>援助活動</u>に必要な経費として別に定めるものは、依頼会員が支払うものとする。</p> <p>別表第2（第10条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">1回当たりの利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">平日</td> <td style="text-align: center;">午前7時から午後6時まで</td> <td style="text-align: center;">500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外</td> <td style="text-align: center;">600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">土日祝日</td> <td style="text-align: center;">午前7時から午後6時まで</td> <td style="text-align: center;">600円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外</td> <td style="text-align: center;">700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 提供会員の単独の移動を伴う場合は、原則として市内は無料、市外は200円を支払うものとし、移動の距離が10kmを超える場合は、10kmを超える部分1kmにつき20円を加算する。</p>	1回当たりの利用料金			平日	午前7時から午後6時まで	500円	上記以外	600円	土日祝日	午前7時から午後6時まで	600円	上記以外	700円	<p>算するものとする。 7 その他<u>事業</u>に必要な経費として別に定めるものは、依頼会員が支払うものとする。</p>
1回当たりの利用料金														
平日	午前7時から午後6時まで	500円												
	上記以外	600円												
土日祝日	午前7時から午後6時まで	600円												
	上記以外	700円												

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。